

2020年（令和2年）3月30日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会
会長 金井 恵里可

行政文書公開請求の公開拒否決定に関する審査請求について（答申）

2019年（令和元年）11月1日付けで諮問された、「昭和15年以降、藤沢市長公印をおし、顧問弁護士として雇用し、取り交わした契約書」の行政文書公開請求に対する公開拒否決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

「昭和15年以降、藤沢市長公印をおし、顧問弁護士として雇用し、取り交わした契約書」の行政文書公開請求に対し、藤沢市長（以下「実施機関」という。）が2019年（令和元年）7月29日付けで行った行政文書公開拒否決定処分は、妥当である。

2 事実

- (1) 審査請求人は、2019年（令和元年）7月26日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、「昭和15年以降、藤沢市長公印をおし、顧問弁護士として雇用し、取り交わした契約書」の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、審査請求人に対し同月29日付けで、行政文書公開拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、行政文書公開拒否決定通知書に次のとおり理由を付して審査請求人に通知した。

〈公開を拒否する理由〉

請求に係る行政文書は、存在しません。本市の顧問弁護士は、遅くとも昭和41年以降は、藤沢市顧問弁護士設置等規程（昭和40年藤沢市訓令甲第11号）第2条第1項の規定により非常勤職員として委嘱しており、契約関係にないことから、契約書は作成していません。昭和40年以前については、

顧問弁護士の委嘱等に係る文書が保存されていません。

- (3) 審査請求人は、同年10月29日付で、実施機関に対し、本件処分を取消し又は変更し、「昭和15年以降、藤沢市長公印をおし、顧問弁護士として雇用し、取り交わした契約書」を公開するよう求める審査請求を行った。
- (4) 実施機関は、同年11月1日付で、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条第1項の規定により、本件審査請求について諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「昭和15年以降、藤沢市長公印をおし、顧問弁護士として雇用し、取り交わした契約書」を公開するよう求めるというものである。

(2) 本件審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書によると、本件審査請求の理由は、次のとおりである。

税による雇用である以上、納税市民に対し行政行為の説明責任を求める。

4 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された非公開理由説明書によると、実施機関の主張は、次のとおりである。

(1) 本件処分を行った理由

実施機関が本件処分を行った理由は、2事実(2)〈公開を拒否する理由〉に記載のとおりである。

(2) 本件処分に至る経過

実施機関の職員は、審査請求人に対して、次の点について具体的な説明を行った。

ア 顧問弁護士を設置するには、審査請求人の想定するような委託契約を結ぶ方法、あるいは本市が取っているような非常勤職員として任用する方法など複数の方法が考えられ、この方法でなくてはいけないというような特定の方法があるものではないこと。

イ 本市では、藤沢市顧問弁護士設置等規程（昭和40年藤沢市訓令甲第11号）に規定するように非常勤職員として任用する方法を取っていることから、契約書を取り交わすことはないこと。

ウ 以上から、顧問弁護士の設置に関する文書として存在するのは、任用に係る起案文書で保存期間が満了していないもののみであること。

審査請求人は、これらの説明に対し一定の理解は示したものの、それでも「契約書が存在しないなら、存在しないことのエビデンスが欲しい。」という趣旨の主張をし、本件請求に至った。

5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張等に基づき審議した結果、次のように判断した。

(1) 本件請求について

本件請求は、「昭和15年以降、藤沢市長公印をおし、顧問弁護士として雇用し、取り交わした契約書」に係る行政文書の公開を求めるというものである。

(2) 本件処分について

実施機関は、次の理由により本件処分を行った。

ア 本市の顧問弁護士は、遅くとも昭和41年以降は、藤沢市顧問弁護士設置等規程（昭和40年藤沢市訓令甲第11号）第2条第1項の規定により非常勤職員として委嘱しており、契約関係にないことから、契約書は作成していない。

イ 昭和40年以前については、顧問弁護士の委嘱等に係る文書が保存されていない。

(3) 本件審査請求について

本件審査請求の要旨は、「昭和15年以降、藤沢市長公印をおし、顧問弁護士として雇用し、取り交わした契約書」を公開するよう求めるというものである。

(4) 本件請求文書の存否について

ア 実施機関は、昭和41年以降の顧問弁護士については、藤沢市顧問弁護士設置等規程に基づき、非常勤職員として委嘱していることから、契約書は作成していないとする。行政機関における顧問弁護士の雇用形態、任用方法については、一律に統一された定めがあるものではなく、雇用する行政機関が各々定めるものである。これを本件審査請求についてみるに、本市の顧問弁護士は、同規程第2条によれば、地方公務員法第3条第3項第三号に基づいて任用される特別職の地方公務員であることは明らかである。そうすると、公務員の任免は、法令に基づいて行われる行政行為であって個別の契約では

ないことから、昭和41年以降、顧問弁護士と取り交わす契約書を作成して
いないとする実施機関の主張に、不合理な点はない。

イ 昭和40年以前の顧問弁護士の設置に係る文書については、保管の開始か
ら相当の期間が経過しており、保存期間の満了による廃棄等も考え得ること
から、保存されていないとする実施機関の主張に不自然な点はない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2019. 7. 26	行政文書公開請求受付
7. 29	行政文書公開拒否決定処分
10. 29	行政文書公開拒否決定処分に対する審査請求書受理
11. 1	実施機関から審査会へ諮問書の提出
11. 26	実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出
12. 2	審査会から審査請求人へ非公開理由説明書の写しの送付
2020. 2. 10	審議
3. 30	答申

第18期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2020年2月1日～2022年1月31日)

氏名	役職名等
◎ 金井 恵里可	文教大学国際学部教授
○ 青木 孝	弁護士
河合 秀樹	弁護士
田中 則仁	神奈川大学経営学部国際経営学科教授
中畷 慶子	弁護士

◎会長 ○職務代理者